（外国籍の方）在留資格「留学」を希望する際の入学手続書類について

本学では外国人留学生の適切な受入れを行うため、出入国在留管理局の規定および文部科学省の指導に基づき、日本に在留中の一切の経費（学費及び生活費）を支弁する能力、および日本語学校における出席率を確認しております。

外国籍で在留資格「留学」を希望する方は、入試要項に記載されている入学手続期間（入学手続締切日まで）に、以下に示す提出方法により１．経費支弁能力証明書類、２．日本語学校の出席率証明書（該当者のみ）を必ず提出してください。

なお、書類に虚偽の記入や改ざんが発覚した場合は、合格後であっても入学資格を取り消します。

●提出期間および提出方法（提出書類 1．2．共通）

＜学部＞

時期	提出期間	提出方法
2027 年 4 月入学	①「外国人留学生入学試験」の合格者 **各試験の入学手続期間中（入学手続締切日まで）**	PUGS システムから提出してください。 ※PUGS システムについては、左記提出期間に出願時のメールアドレス宛に PUGS(東洋大学在留資格申請システム：noreply-pugs@tugs.co.jp）よりメールを送信します。案内メールに従い、期限内に必要書類をご提出ください。
	② 上記以外の入試の合格者 **PUGS からの案内メール受信後、1 週間以内**	

※①の入学手続期間(入学手続締切日)は、ご自身が受験した入試の入試要項をご確認ください。

※②の対象者には、入学手続き期間以降に PUGS から案内メールを送信します。

＜大学院＞

時期	提出期間	提出方法
2027 年 4 月入学合格者(8･11 月入試)	2027 年 2 月 26 日（金）～3 月 4 日（木） **◆有効な在留資格がない場合（日本に居住していない方）は、合格発表後に配信される PUGS からの案内メール受信後、1 週間以内**	PUGS システムから提出してください。 ※PUGS システムについては、左記提出期間に出願時のメールアドレス宛に PUGS(東洋大学在留資格申請システム：noreply-pugs@tugs.co.jp）よりメールを送信します。案内メールに従い、期限内に必要書類をご提出ください。
2027 年 4 月入学合格者（2 月入試）	2027 年 2 月 26 日（金）～3 月 4 日（木）	
2027 年 4 月入学合格者（3 月入試）	2027 年 3 月 10 日（水）～3 月 16 日（火）	

◆**【重要】**本学に入学するには 2027 年 4 月 1 日時点で、「留学」もしくは他の中長期在留資格を有していることが必要です。手続に時間がかかる場合でも、2027 年 4 月 3 0 日までに、在留資格認定証明書（COE）の交付およびビザ（査証）の発給を受けて来日し、本学に在留カードを提出し、所定の手続を完了させる必要があります。

●提出書類

1．経費支弁能力証明書類（全員）

ご自身の経費支弁者区分に応じて、以下の書類をご用意ください。

（1）「学生本人」が経費を支弁する場合

学生本人名義の預金残高証明書

経費支弁能力確認基準額：「1 年間の生活費（約 150 万円）」 ＋ 「本学を修了するまでの学費（初年度納付金等含む）」以上の預金

（2）経費支弁者が「収入のある親族等」の場合

① 経費支弁者名義の預金残高証明書

経費支弁能力確認基準額：「1 年間の生活費（約 150 万円）」 ＋ 「本学を修了するまでの学費（初年度納付金等含む）」以上の預金

②支弁者（学費や生活費を支払う方）との続柄（親戚関係）を証明する書類

③ 経費支弁者の収入証明書（所得証明書、納税証明書、在職証明書等）

※①の証明書の金額が上記の基準額を下回る場合は、併せて③の証明書も提出してください。

その場合、①③の証明書を合わせて上記の経費支弁能力確認基準額を見込めるかを確認します。

（3）経費支弁者が「収入のない親族等」の場合

①経費支弁者名義の預金残高証明書

経費支弁能力確認基準額：「1 年間の生活費（約 150 万円）」 ＋ 「本学を修了するまでの学費（初年度納付金等含む）」以上の預金

②支弁者（学費や生活費を支払う方）との続柄（親戚関係）を証明する書類

※経費支弁能力証明書、および日本語学校の出席率証明書に関する詳細については、
必ず以下をご確認ください。

https://www.tugs.co.jp/wp-content/uploads/2026/07/8fce873877bb1c33cf734b0a9ffbfa7e.pdf

【注意事項】

・各種証明書は、大学への提出日から「3 カ月以内」に発行されたものをご提出ください。
・残高証明書の通貨単位は問いません（日本円以外の通貨も可）。
・日本語または英語以外の言語で作成された証明書には、必ず日本語または英語の翻訳文（パソコン作成）を添付してください。
・翻訳文には、「翻訳者氏名」「翻訳日」「申請者との関係」を必ず明記してください。
・有価証券、株式、不動産等の証明書は資金証明として使用できません（必ず「預金残高証明書」をご提出ください）。

⚠️**【重要】 十分な経費支弁能力が確認できない場合、出入国在留管理庁による在留資格「留学」の交付（COE 不交付）や在留期間の更新が認められず、本学での修学を継続できなくなる（除籍となる）リスクがあります。必ず基準を満たす証明書類をご準備ください。**

2. 日本語学校の出席率証明書（該当者のみ）

日本国内の日本語学校に在籍している方、または過去に在籍していた方は、出席率証明書をご提出ください。

【注意事項】

・各種証明書は、大学への提出日から「3 カ月以内」に発行されたものをご提出ください。
・日本国内の日本語学校長が発行し、公印が押印されているものをご提出ください。
・在籍期間および出席率が記載されているものをご提出ください。
※出席率が 80%未満の場合は、出席率が低下した理由を記載した理由書（様式自由）を必ず添付してください。
※傷病や不慮の事故等が原因で出席率が低下した場合は、理由書に加え、診断書や事故証明書など、その事実を客観的に確認できる資料も併せてアップロードしてください。
※複数の日本語学校に在籍したことがある場合は、過去に在籍したすべての日本語学校の出席率証明書をご提出ください。
※出席証明書を提出できない場合は、在学していた学校情報（学校名、住所等）と在籍期間と証明書が提出できない理由を任意様式にてご提出ください。

⚠️**【重要】 在留資格「留学」の取得および在留期間の更新にあたっては、経費支弁能力に加え、日本語学校における出席率も出入国在留管理庁による審査の対象となります。 特に、日本語学校における出席率が 80%未満の場合は、在留期間更新が認められない可能性が高くなります。また、出席状況が著しく不良である場合は、本学にて在留資格更新に必要な手続を行えない場合があります。**